

令和4年 川崎市提案（共同提案含む） 提案内容と結果 （4件）

	提案内容	対応結果	対応方針等
1	新型コロナウイルス感染症対応における医療体制の整備等に係る権限の都道府県から指定都市への一部移譲	対応不可	保健所設置市区において宿泊施設を確保しようとする場合は、都道府県と保健所設置市区の間で、適宜連携・調整していただきたい。
2	市町村長が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき電気、ガス等の供給事業者の保有する契約情報の提供を受けることが可能であることの明確化及び税情報等の開示範囲の拡大	対応可	ガス事業法（昭29法51）、電気事業法（昭39法170）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127） 電気又はガスの供給事業者が保有する契約情報については、市町村長（特別区の長を含む。）が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき情報提供を求めることができる情報であることを明確化し、供給事業者及び市町村（特別区を含む。）に令和4年度中に通知する。
3	新型インフルエンザ等対策特別措置法における休業要請等の権限の都道府県から指定都市への移譲	対応不可	国としても、引き続き、都道府県が地域の实情に応じた実効性のある緊急事態措置又はまん延防止重点措置を講じることができるよう、都道府県と連携し対応してまいりたい。 また、指定都市が都道府県と密な連携をとれるように、引き続き都道府県への指導もしっかりとしてまいりたい。
4	公営住宅制度について、一部の自治体で導入されている期限付き入居の仕組みを定期借家の趣旨に沿って活用できるようにすること	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとして処理

令和4年 指定都市市長会提案 提案内容と結果 (10件)

	管理番号・提案内容	対応結果	対応方針等
1	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにすること等	対応可	農業委員会等に関する法律（昭26法88） 農業委員会による最適化活動（6条2項）については、農地利用最適化推進委員等が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不断の見直しを行う。
2	無料低額診療事業利用時に診療報酬明細書の特記事項欄等にその旨記載するよう記載要領を改訂すること	対応可	国民健康保険法（昭33法192） 無料低額診療事業の利用による一部負担金の減免額等を市区町村が的確に把握する方法については、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に係る市区町村等の負担を軽減する観点から、市区町村等の意見を踏まえて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続きの簡素化	対応可	国民健康保険法（昭33法192）及び介護保険法（平9法123） 高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請（国民健康保険法57条の3並びに介護保険法51条の2及び61条の2）については、市区町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
4	厚生年金（第2号被保険者）資格喪失者等の国民年金（第1号被保険者）種別変更における本人手続きの簡略化	対応可	国民年金法（昭34法141） 国民年金第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る事務については、令和4年5月に導入したマイナポータルによる電子申請の活用状況を踏まえつつ、職権による種別変更までの期間短縮など事務処理の効率化の方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
5	後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化	対応可	高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）及び介護保険法（平9法123） 後期高齢者医療及び介護保険における特別徴収保険料の返納・還付事務に係る書類の電子データによる提供については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において検討することとされている行政機関間の情報連携基盤（公共サービスメッシュ）の在り方を踏まえて必要な情報連携の方法等について検討し、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
6	認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること	対応可	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び幼保連携型認定こども園の認可に係る指定都市及び中核市の長から都道府県知事への事前協議（3条7項及び17条4項）の見直しについては、地方公共団体へのアンケート調査の結果を踏まえ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	管理番号・提案内容	対応結果	対応方針等
7	登録基準の強化・緩和にかかる市町村賃貸住宅供給促進計画の策定廃止	対応可	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平19法112） 市町村賃貸住宅供給促進計画（6条1項）については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するような方策について、市町村に令和4年度中に通知する。
8	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定廃止	対応可	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平13法26） 高齢者居住安定確保計画（4条1項及び4条の2第1項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年中に周知する。
9	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること	対応可	空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127） 空き家対策総合支援事業における空き家対策総合実施計画については、令和4年度中に「住宅市街地総合整備事業制度要綱」（平16国土交通事務次官）を改正し、空家等対策計画（6条）に記載すべき事項を包含した空き家対策総合実施計画を策定した場合は、空家等対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化を図る。
10	随意契約できる金額の現状に即した見直し	対応不可	改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とするものとして処理

令和4年 他都市提案への共同参画 提案内容と結果 (対応可能：71件中52件)

※対応可能となったもののみ記載

	提案内容	対応方針等
1	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化	公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。
2	地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止	地域再生法（平17法24） 地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直す方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
3	公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し	公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。
4	国土利用計画法に定める土地利用審査会の設置規定の見直し	国土利用計画法（昭49法92） 土地利用審査会（39条）の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた対応が可能である旨を、土地利用審査会の運営を効率化している取組事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。
5	交通安全計画の市町村に対する策定努力義務規定の廃止	交通安全対策基本法（昭45法110） 市町村交通安全計画（26条1項）及び市町村交通安全実施計画（同条4項）の作成に係る努力義務に関する規定については、「できる」規定化する。
6	農村地域防災減災事業における交付決定前着手が認められる対象範囲の拡大	土地改良事業関係補助金 土地改良事業関係補助事業のうち、農村地域防災減災事業の補助金交付決定前着手の取扱いについては、以下に掲げる事項について明確化し、地方農政局及び地方公共団体に通知する。 ・ため池の劣化状況及び地震耐性評価に係る調査業務などのソフト事業を含む、「農村地域防災減災事業実施要綱」（平25農林水産事務次官）第3の2に規定する事業については、公益上真にやむを得ない事情があると認められる場合は、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。 ・ソフト事業のうち、特に、満水位のため池における堤体からの漏水量調査等は、調査期間が限定されるため、公益上真にやむを得ない事情があると認められ、補助金交付決定前の事業着手が可能であること。 [措置済み（令和4年11月4日付け農林水産省農村振興局整備部設計課長、水資源課長、農地資源課長、地域整備課長、防災課長通知）]
7	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	農地中間管理事業の推進に関する法律（平25法101） 農用地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度貸借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能（施行規則12条3項1号）であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知する。 [措置済み（令和4年10月28日付け農林水産省経営局農地政策課長通知）]

	提案内容	対応方針等
8	都道府県が行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続について国土交通大臣への直接申請を可能とすること	<p>国土調査法（昭26法180）</p> <p>都道府県等が行う土地改良事業の確定測量に係る成果の認証申請（19条5項）の手続については、現行制度では、都道府県知事等から農林水産大臣に申請し、農林水産大臣が国土交通大臣の承認（19条7項）を得た上で、その成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして指定することとしているが、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等について」（昭56農林水産省構造改善局長）を令和4年度中に改正し、令和5年度の申請から、都道府県知事等から国土交通大臣に対して直接申請することも可能とする。</p>
9	補助金支出事務の私人委託を可能とする見直し	<p>地方自治法（昭22法67）</p> <p>私人に支出の事務を委託することができる経費（施行令165条の3第1項）については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体から要望があった経費について私人に委託することの可否を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
10	騒音規制法及び振動規制法に基づく届出のオンライン化	<p>騒音規制法（昭43法98）及び振動規制法（昭51法64）</p> <p>騒音規制法及び振動規制法に基づく届出については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出書の提出（騒音規制法施行規則3条及び振動規制法施行規則3条）については、地方公共団体の判断により電子メール等を利用して提出することが可能であり、オンラインによる提出であれば正本の写しの添付は不要であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 届出のオンライン化については、地方公共団体が利用するLGWANへの接続が令和6年度に予定されている政府共通の電子申請システム（e-Gov電子申請）の在り方を踏まえつつ、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
11	電気事業法第2条第1項5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和（No.12と同一内容 提案団体が異なるのみ）	<p>電気事業法（昭39法170）</p> <p>地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者（地方自治法244条の2第3項）に管理を行わせている施設の間の自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係（2条1項5号ロ）を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>
12	電気事業法第2条第1項5号ロの「経済産業省令で定める密接な関係を有する者」の要件緩和（No.11と同一内容 提案団体が異なるのみ）	<p>電気事業法（昭39法170）</p> <p>地方公共団体が自ら管理する施設と指定管理者（地方自治法244条の2第3項）に管理を行わせている施設の間の自己託送については、地方公共団体と指定管理者との密接な関係（2条1項5号ロ）を証明せずとも、指定管理施設の供給地点が明示されている協定書等を示すことにより可能であることを明確化し、一般送配電事業者及び地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>
13	産業廃棄物を使用した試験研究について許可を要しないとする規定を一般廃棄物においても同様の取扱いとすること	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）</p> <p>『規制改革・民間開放推進3か年計画』（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平18環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長）における、営利目的でない試験研究用途の場合において産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を不要とする旨については、市区町村がその趣旨を踏まえて、営利目的でない試験研究用途の場合における一般廃棄物の処理において同様の取扱いとすることを妨げるものではない旨を、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>
14	災害等廃棄物処理事業費補助金等に係る廃棄物処理施設の申請における災害査定の際の廃止又は添付資料の削減、災害廃棄物の発生量及び事業費の推計の定型化	<p>災害等廃棄物処理事業費補助金</p> <p>災害等廃棄物処理事業費補助金の申請に係る添付書類については、地方公共団体の事務負担を軽減し災害対応に注力できるようにする観点から「災害関係業務事務処理マニュアル」（平26環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）が改正され、必要最小限となっていることを、地方環境事務所及び地方公共団体に改めて周知する。</p> <p>【措置済み（令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長事務連絡、令和4年11月18日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡）】</p>

	提案内容	対応方針等
15	産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること	<p>住民基本台帳法（昭42法81）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭45法137）</p> <p>（i）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合については、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報（住民基本台帳法30条の6第1項。以下同じ。）の提供を受けることができるものとする。</p> <p>（ii）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続については、許可等の申請であって、既得の本籍にかかる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。</p> <p>また、その他の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>（iii）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この事項において「法」という。）に基づく産業廃棄物処理業の許可（法14条1項又は6項）、特別管理産業廃棄物処理業の許可（法14条の4第1項又は6項）及び産業廃棄物処理施設の許可（法15条1項）等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
16	水質調査等に係る海上での採水作業等について、港則法上の港長等の許可や海上交通安全法上の海上保安庁長官の許可又は海上保安庁長官への届出を不要とすること	<p>港則法（昭23法174）及び海上交通安全法（昭47法115）</p> <p>港則法及び海上交通安全法に係る作業の許可申請等（港則法31条1項及び45条並びに海上交通安全法40条1項及び7項並びに41条1項及び4項）に係る事務手続については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、作業の都度個別に申請するのではなく、一定期間内の作業について一括して申請するなど、柔軟な対応が現行制度上も可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>
17	「登記情報提供サービス」を利用して取得した公図等が、土壤汚染対策法施行規則における「土地の所有者等であることを証する書類」とすることの明確化	<p>土壤汚染対策法（平14法53）</p> <p>一定規模以上の土地の形質変更に係る届出（4条1項）及び要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定の申請（14条1項）に関し、当該土地の所有者等であることを証する書類として運用上添付する公図の写しについては、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（平22環境省水・大気環境局土壤環境課）を改訂し、登記所が保有する登記情報をオンラインにより確認できる「登記情報提供サービス」を利用して取得した、照会番号付きの電子媒体による当該情報の使用も可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知する。</p> <p>〔措置済み（令和4年8月31日付け環境省水・大気環境局水環境課土壤環境室長事務連絡）〕</p>
18	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	<p>循環型社会形成推進交付金</p> <p>市町村等が循環型社会形成推進交付金等の交付申請を行うために作成を要する循環型社会形成推進地域計画については、市町村等の事務負担を軽減するため、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（平17環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の記載内容の簡素化等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
19	難病法及び児童福祉法における指定医療機関制度の廃止	<p>児童福祉法（昭22法164）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）</p> <p>指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定（児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条）等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
20	認定就労訓練事業の申請手続の簡素化	<p>生活困窮者自立支援法（平25法105）</p> <p>生活困窮者就労訓練事業の認定の申請に係る添付書類については、申請者及び地方公共団体の負担軽減の観点から、一部を不要とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
21	難病法における所得区分認定に当たったの税制上の申告をしていない者の取扱いの見直し	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）</p> <p>特定医療費の支給（5条2項）に係る自己負担限度額の認定については、市町村の条例に基づき地方税法（昭25法226）上の申告義務を免除している者であることが、申請者の申立書等により確認できた場合には、当該申請者を市町村民税非課税者として取り扱うことを可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
22	都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長	<p>介護保険法（平9法123）</p> <p>介護保険事業計画（117条1項及び118条1項）については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（116条1項）の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
23	調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用	<p>通訳案内士法（昭24法210）、クリーニング業法（昭25法207）、調理師法（昭33法147）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭35法145）及び製菓衛生師法（昭41法115）</p> <p>全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

	提案内容	対応方針等
24	製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム（仮称）」の活用	通訳案内士法（昭24法210）、クリーニング業法（昭25法207）、調理師法（昭33法147）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭35法145）及び製菓衛生師法（昭41法115） 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
25	指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等	生活保護法（昭25法144） 生活保護法による指定介護機関（54条の2第1項）については、介護保険法による変更の届出等（介護保険法（平9法123）75条1項等）が行われた場合に、生活保護法上の届出等（54条の2第5項及び6項において準用する50条の2）を不要とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26	指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること	生活保護法（昭25法144） 生活保護法による指定介護機関（生活保護法の一部を改正する法律（平25法104）1条による改正前の生活保護法54条の2第1項）については、介護保険法による指定の取消し等（介護保険法（平9法123）77条1項等）が行われた場合に、生活保護法による指定の取消し等（54条の2第3項及び4項）を可能とすることについて法制上の対応の可否等を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
27	新型コロナウイルス感染症患者の感染症法第19条の規定による入院勧告等の実施主体に関する見直し	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平10法114） 入院の勧告（19条1項）又は措置（同条3項）の実施主体については、入院の対象者が現にいる場所を管轄する都道府県知事等と、当該対象者の居住地を管轄する都道府県知事等との間で、入院の対象者への迅速な対応に支障が生じないよう連携・調整できる場合には柔軟に取り扱って差し支えないことを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。
28	都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し	食品衛生法（昭22法233） 都道府県等食品衛生監視指導計画（24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。）については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この事項において「都道府県等」という。）の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・都道府県等から国への監視指導計画の報告（24条4項）については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。 ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること（70条2項）については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。）において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。

	提案内容	対応方針等
29	人口の集中する指定都市で迅速に接種を進めるには、効率的なワクチン供給、供給に合わせた接種体制の構築が重要であり、ワクチンの流通等の調整に関する都道府県の権限を希望する指定都市に移譲することを提案する。	予防接種法（昭23法68） 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの割当量の調整については、都道府県における地域の実情を踏まえた調整を依頼するとともに、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）における予防接種の準備の観点から、可能な限り早期に市町村別の割当量を提示するよう、都道府県に通知する。 【措置済み（令和4年9月2日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡等）】
30	難病法における指定医療機関の指定に係る見直し	児童福祉法（昭22法164）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50） 指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定（児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条）等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
31	食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること	食品衛生法（昭22法233） 都道府県等食品衛生監視指導計画（24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。）については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この事項において「都道府県等」という。）の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・都道府県等から国への監視指導計画の報告（24条4項）については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。 ・効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること（70条2項）については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 ・「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。）において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に内容の見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。
32	結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金 結核対策特別促進事業における感染症予防事業費等国庫負担（補助）金に係る結核対策特別促進事業実施計画書の記載内容については、「都道府県（市・区）における結核と結核対策の概要」欄と事業ごとに作成する「事業の目的」欄との重複の見直し等、補助額算定のために必要最小限の内容となるよう簡素化することとし、令和5年度の当該事業の実施に当たって必要な措置を講ずる。
33	障害福祉サービス事業所等の実地指導業務について、指定事務受託法人単独での実地指導を可能とすること	児童福祉法（昭22法164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） 障害福祉サービス事業所等に対して市町村（精神通院医療に関しては、都道府県又は指定都市とする。以下この事項において「市町村等」という。）が任意のものとして行う質問等事務については、指定事務受託法人（児童福祉法57条の3の4及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律11条の2）に委託することが可能であることを明確化し、市町村等に周知する。
34	児童扶養手当の現況届を対面によらず提出可能とすること	児童扶養手当法（昭36法238） 児童扶養手当の受給者による現況の届出（施行規則4条）については、受給者及び地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、対面以外の方法による届出を可能とする方向で検討し、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のための児童扶養手当業務における対応について（その2）」（令2厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課）における現況届の取扱いを考慮しつつ、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和6年における現況の届出の提出期間開始までに必要な措置を講ずる。
35	児童扶養手当の支給要件における事実婚の判定基準に関する考え方の見直し	児童扶養手当法（昭36法238） 児童扶養手当の支給要件（4条1項）については、地方公共団体における適切な判断に資するよう、令和5年中に事実婚の場合等を含め児童扶養手当の支給の実態等に関する調査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講ずる。
36	児童福祉法に基づく費用徴収事務に関する都道府県による住民基本台帳ネットワークの利用可能化	児童福祉法（昭22法164）及び住民基本台帳法（昭42法81） 都道府県が児童又は当該児童の扶養義務者等（以下この事項において「児童等」という。）に対して行う措置等に要する費用を支弁した場合における、当該児童等に対する費用徴収（児童福祉法56条2項）に関する事務については、省令を改正し、費用徴収の対象となる児童等の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認を行う場合に、住民基本台帳ネットワークシステムから機構保存本人確認情報の提供を受けることができることとするとともに、都道府県知事保存本人確認情報を利用できることとする。 （関係府省：厚生労働省） 【措置済み（住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（令和4年総務省令第69号））】
37	私立認定こども園等における障害児受入支援に係る制度見直し	身体障害者福祉法（昭24法283） 身体障害者手帳の交付申請時の写真の提出（施行規則2条1項）及び同手帳への写真の表示（施行規則5条2項）については、やむを得ない場合に省略できることとするについて地方公共団体等の意見を踏まえて検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提案内容	対応方針等
38	児童福祉法における指定医療機関の指定に係る見直し	児童福祉法（昭22法164）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医療機関の指定（児童福祉法19条の9及び難病の患者に対する医療等に関する法律14条）等に関する事務については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、手続の簡素化等について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
39	保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること	児童福祉法（昭22法164）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77）及び子ども・子育て支援法（平24法65）児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に係る施設及び事業の変更届出が必要な事項については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、事業者及び地方公共団体の利便性も踏まえた変更届出が必要な事項の一覧表を作成し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。その上で、各届出事項について、地方公共団体の実務の状況等を踏まえて点検し、令和5年度中にその結果をまとめる。
40	認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること	認定こども園施設整備交付金 認定こども園施設整備交付金については、保育所等整備交付金と一本化することを前提に、国から市区町村に当該交付金を直接交付することについて地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
41	子育てのための施設等利用給付交付金の金額確定後の返還に伴う事務の見直し	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭30法179）及び子ども・子育て支援法（平24法65）子育てのための施設等利用給付交付金（子ども・子育て支援法68条2項）の返還手続については、市町村（特別区を含む。）の円滑な事務に資するよう、令和4年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に令和4年中に周知する。
42	社会福祉施設に関する調査の手法、内容及び頻度等の見直し	統計法（平19法53） 社会福祉施設に関する調査については、政策を企画立案する上での必要性及び利活用状況を国から地方公共団体等への調査依頼に可能な限り明示する。その上で、介護サービス施設・事業所調査、社会福祉施設等調査及び福祉行政報告例については、地方公共団体等の負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・介護サービス施設・事業所調査詳細票については、令和5年度調査から、オンラインによる調査等を拡充する。 ・社会福祉施設等調査詳細票においてオンラインによる調査等を拡充することについては、令和6年の当該調査に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・福祉行政報告例（報告表第54表及び54の2表）の月報については、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、年度報化に向けて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
43	地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平19法59） 地域公共交通利便増進実施計画（27条の16第1項）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、事例の収集等を行い、一定の変更について届出制とすることや認定を不要とすることなどの手続の簡素化に必要な方策を検討し、令和5年度中に必要な措置を講ずる。
44	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	建築基準法（昭25法201） 建築基準適合判定資格者検定（5条）の受検資格（同条3項）については、特定行政庁における建築確認関係事務の執行体制の確保や建築主事の負担軽減に資するよう、以下のとおりとする。 ・建築行政等に関する2年以上の実務経験を、受検資格ではなく建築基準適合判定資格者の登録要件とする。 ・二級建築士等による受検を可能とするとともに、当該受検者を対象とする検定に合格した建築主事及び確認検査員については、小規模な建築物等に限って建築確認関係事務を行うことを可能とする方向で検討し、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
45	市町村の空家対策所管部局が福祉部局から空家等所有者等に関する情報提供を受けられる旨及び福祉部局による空家等所有者等に関する情報提供が地方公務員法第34条の守秘義務に抵触しない旨の明確化	地方公務員法（昭25法261）及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127） 空家等の所有者等に関する情報の内部利用（空家等対策の推進に関する特別措置法10条1項）については、市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）が保有する福祉部局所管の介護保険等の情報を、同法の施行のために必要な限度において地方公務員法34条の守秘義務に抵触することなく内部利用することが可能であることを明確化し、参考となる情報を示しつつ、市町村に令和4年度中に通知する。
46	マンション管理適正化推進計画の策定廃止	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平12法149） マンション管理適正化推進計画（3条の2。以下この事項において「推進計画」という。）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」（令4国土交通省住宅局参事官）を改定し、記載の見直し及び推進計画の作成に当たって参考となる記載例を充実した上で、地方公共団体に令和5年中に周知する。 ・推進計画に記載する必要がある目標、施策及び認定基準等に関して、目標及び施策等は他の計画等において記載及び公表した上で、認定基準は別途公表することができることや、行政手続法（平5法88）上の申請に対する処分の審査基準（同法5条）に目標及び施策等が記載されていれば、認定基準と一体のものとして推進計画とみなすことができることなど、柔軟な策定が可能であることを明確化し、推進計画を他の計画等に位置付けている事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

	提案内容	対応方針等
47	港湾計画改訂に伴う技術的支援	<p>港湾法（昭25法288）</p> <p>港湾計画（3条の3）については、船舶の大型化などの関連データや社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等のデジタル技術も活用した提供など、当該計画の変更における港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
48	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において固定資産課税台帳等の情報の利用が可能であることの明確化	<p>災害対策基本法（昭36法223）</p> <p>罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が固定資産課税台帳等の情報を内部利用することを可能とする。
49	罹災証明書の交付に必要な住家被害認定調査において写真等の資料のみで被害認定を行うことを可能とする対象の拡大及び明確化等	<p>災害対策基本法（昭36法223）</p> <p>罹災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「準半壊に至らない（一部損壊）」以外でも、住家の被害の程度の判定を的確に実施することが可能であれば、写真判定が可能であることを明確化し、写真判定の参考となる情報を示しつつ、地方公共団体に令和5年度の早期に通知する。
50	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	<p>公共施設等適正管理推進事業</p> <p>公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の協議等手続に係る事務の簡素化など必要な方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭33法81）</p> <p>学校施設環境改善交付金（以下この事項において「交付金」という。）については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を同計画によらずとも確認できる場合には、交付金の採択要件を満たすことについて、地方公共団体に令和4年度中に周知する。
51	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書の作成に係る義務付けを廃止すること	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）</p> <p>教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に係る議会への報告（26条1項）については、同条の趣旨・目的が十分果たされることを前提に、地方公共団体の判断により、毎会計年度の決算に係る主要な施策の成果を説明する書類の議会への提出（地方自治法（昭22法67）233条5項）をもって行うことが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>
52	国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化	<p>義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭33法81）</p> <p>学校施設環境改善交付金（以下この事項において「交付金」という。）については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画（12条2項）に関し、必須とされている記載項目の一部については、地方公共団体の判断により任意に記載する項目とする ・とともに、他の類似計画からの引用を可能とするなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。 ・建築計画については、需要調査という目的に照らし、調査項目を見直すなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。